

**現 状 と 課 題**

**1. 危険有害性情報の伝達及び活用が不十分である**

- 化学物質に起因する労働災害が、年間600～700件程度発生
- 業種によっては、化学物質の危険有害性について十分認識せず、労働者への教育が不十分なために災害が発生しているケースが見受けられる。事業場の規模別では、中小規模事業場で多く発生
- 危険有害な化学物質の容器等に表示がなかったため労働者の不安全な取扱いを誘発したと思われる災害が年間30件程度発生
- ◇ 作業環境測定の評価結果については労働者が自らの作業環境の状況、改善必要性等を知りたいと思っても容易に確認できる仕組みとなっていない。このため労働者が健康障害を受ける可能性があるにも関わらず、それを知らないまま作業を続けるおそれがある

**2. リスクに基づく自主的化学物質管理の普及が不十分である**

- 化学物質についてのリスクアセスメントの実施率が低く、事業場の規模が小さいほど低い(その理由は、人材がない、時間がない、よく分からない等)
- ◇ 現行法令に基づくA測定・B測定では、一部の作業について気中の有害物の濃度を過大又は過小に評価してしまうおそれがある。
- ◇ 局所排気装置の屋外排気により、空調エネルギーを過剰に消費させているとの指摘がある
- ◇ 法令に基づく有害物の発散抑制措置は、原則として密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の工学的対策に限られており、自主的対策を推進する上で制約となっている

**3. その他の化学物質災害**

- 内燃機関、厨房のガス機器等によるCO中毒が年間40件程度発生している
- 一部の屋外作業において中毒災害が発生している

**今 後 の あ り 方**

**1. 危険有害性情報の伝達及び活用の促進**

- ① GHS分類により危険有害とされるすべての化学物質について、その危険有害性情報をすべての関係者に伝達した上、有効に活用する取組を確立し定着させる必要がある
  - ・ 譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及びMSDSによる危険有害性情報の伝達の仕組みを確立
- ② 事業場内で使用する容器等へ名称等をラベル表示する必要がある
- ③ ラベル表示及びMSDSに関して、普及及び教育のための仕組みを構築することが望ましい。

**2. リスクに基づく自主的化学物質管理の促進**

- ① より簡便なリスクアセスメント手法を普及する必要がある
  - ・ 化学物質管理についての専門的な人材がない事業場においても実施可能な、我が国の実情に合った簡便なリスクアセスメント手法を開発し、普及及び定着を図ることが望ましい
- ② 個人サンプラーによる測定の導入を検討する必要がある
  - ・ 当面は、A測定・B測定による測定では的確な評価が困難と思われる一部の作業を対象に、個人サンプラーによる測定方法を導入することについて検討する必要がある
- ③ 作業環境の評価結果(必要に応じ、併せて改善計画)を労働者へ周知することが望ましい
- ④ 局所排気装置の要件等の柔軟化を検討する必要がある
  - ・ 例えば局所排気装置の排気を清浄化し、センサーで連続モニタリングする場合は、排気の屋内への還流を認めるなど
- ⑤ 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入について検討する必要がある
- ⑥ 事業者がより高い水準の化学物質管理を目指すためにリスク低減に応じた合理化を可能とするインセンティブについて検討する必要がある

**3 専門人材の育成・専門機関による管理の促進**

各事業場において化学物質管理を担う専門人材を養成するとともに、中小規模事業場、化学工業以外の事業場等が利用できる化学物質管理の外部専門機関の育成、相談窓口の拡充について検討が必要

**4 CO中毒、一部の屋外作業における中毒災害の防止対策を一層推進すべき**